

豊田市公告第548号

下記のとおり事後審査型一般競争入札（価格競争）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年10月7日

豊田市長 太田 稔彦



記

1 事業概要

(1) 名称

豊田市駅西口ペDESTロリアンデッキ上広場整備事業（設計・施工一括発注方式）

(2) 概要

本業務は、豊田市駅西口ペDESTロリアンデッキ上への広場整備（飲食物販店の建築）を、設計と施工一括して行うものである。

※詳細は、「2 要求水準書」による。

(3) 実施場所

豊田市若宮町地内（道路内建築物）

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和8年8月7日まで

2 入札参加者の要件

(1) 入札参加者

入札に参加する者（以下「参加者」という。）は、公告日現在で以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される共同体（以下「グループ」という。）とし、グループで参加する場合は、代表して手続等を行う事業者（以下「代表構成員」という。）を定めるものとする。

(2) 参加資格

単独事業者又はグループは、3の参加資格要件を満たす者であること。

(3) グループの構成員

ア 提出書類の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。

ただし、市がやむを得ないと認める場合は、この限りでない（代表構成員を除く。）。イ 構成員は、本案件に係る単独事業者又は他グループの構成員になることはできないものとする。

(4) その他

- ア 関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、単独事業者又は構成員となることができない。
- イ 参加者が、入札参加申請書の受付日以後に参加資格要件を欠くこととなった場合は、原則として失格とする。ただし、グループによる参加であって、市がやむを得ないと認める場合は、参加資格要件を欠く構成員（代表構成員を除く。）の変更等により当該要件を満たすことができるものとする。

3 参加資格要件

(1) 単独事業者

参加資格要件は次のとおりとする。

- ア 本案件への入札参加申請書の提出日から当該事業の落札決定までの間、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- イ 本案件への入札参加申請書の提出日から当該事業の落札決定までの間、本市から豊田市入札参加停止等要綱第2条、第3条又は第6条に規定する入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- ウ 本案件への入札参加申請書の提出日から当該事業の落札決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- エ 本案件への入札参加申請書の提出日から当該事業の落札決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- オ 令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格者名簿（工事）における「建築一式工事」の登録を有する者であること。
- カ 豊田市内に建設業法上の主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者であること。
- キ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を有する者であること。
- ク 元請けとして、平成27年4月以降における建築基準法（昭和25年法律第201号）で規定する建築物の新築工事（延床面積50㎡以上の店舗で、かつ契約金額3,000万円以上）の施工等の実績（発注者は官民を問わないが完成したものであること。）を有すること。なお、延床面積の確認は、建築基準法に基づく建築確認済証、検査済証及び請負契約書等の写しの添付をもって行うこととする。
- ケ 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者で、豊田市内に令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格者名簿（工事委託）における「設計-建築設計」の登録のある主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者であること。当入札参加資格を有しない者については以下の書類を提出することで当入札参加資格を有する者とみなす。

なお、書類（b～e）は公告日において発行日より3か月以内のものとする（内容が鮮明であれば、写しも可とする。）。

- a 建築士事務所登録通知書の写し（建築士法第23条の3第1項の規定に基づく建築士事務所の登録をしている者であること）
 - b 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
 - c 納税証明書（国税）（未納が無いことの証明）
 - d 納税証明書（愛知県税）（未納が無いことの証明）
 - e 納税証明書（豊田市税）（未納が無いことの証明）
- コ 公告日において、豊田市税の未納がないこと。

（2）グループ

参加資格要件は次のとおりとする。

- ア 代表構成員を含む全ての構成員は、3（1）のアからエまで及びコの要件を満たすこと。
- イ 構成員のうち施工を担当する者は、3（1）オからクまでの要件を満たすこと。
- ウ 構成員のうち建築設計・工事監理を担当するものは、3（1）ケの要件を満たすこと。

4 入札参加の手続

（1）公告等の公表・閲覧

ア 日時

令和7年10月7日（火）

イ 方法

市ホームページで公表するとともに、建築事業推進課（豊田市役所西庁舎4階）において閲覧できる（公告、要求水準書、提出書類説明書（様式集）、事業契約書（案））。

ウ 期間

令和7年10月7日（火）から令和7年11月4日（火）までのうち平日開庁時間内（平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。以下同じ。）

（2）入札参加申請書等の提出

ア 提出方法

提出書類説明書（様式集）に定める様式2-1から様式2-6までに必要事項を記入の上、1部を持参又は郵送により提出すること。

イ 提出期間

（ア）令和7年10月7日（火）から令和7年10月22日（水）まで

（イ）持参の場合は平日開庁時間内、郵送の場合は令和7年10月22日（水）までに必着のこと。

（3）質問の受付及び回答

ア 提出方法

提出書類説明書（様式集）に定める様式1に必要事項を記入の上、持参、郵便又はメールにより提出すること。

イ 受付期間

（ア）令和7年10月7日（火）から令和7年10月17日（金）まで

（イ）持参の場合は平日開庁時間内、郵送又はメールの場合は令和7年10月17日（金）までに必着のこと。

ウ 回答方法

令和7年10月21日（火）までに市ホームページの公告掲載ページで公表する。

（4）入札参加申請書等及び質問書の提出先

ア 豊田市役所 都市整備部 建築事業推進課（豊田市役所 西庁舎4階）

イ 所在地詳細については「8 問合せ先（提出先）」を参照のこと。

（5）ヒアリング

入札参加申請書等の審査に当たって、内容確認のために必要と判断した場合、入札参加申請者に対するヒアリングを実施する。

5 入札に関する事項

（1）入札及び開札日時

令和7年11月4日（火）午前10時

（2）会場

豊田市役所 東庁舎4階 東41会議室

（3）入札の執行

ア 入札保証金は、豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）第11条の規定により免除する。

イ 誓約書は別記様式1を使用し、入札書封筒に封かんせずに別途、入札会場で提出すること。誓約書の提出が無い場合は入札へ参加することができないものとする。

ウ 入札書は別記様式2を使用し、封筒に入れ、封筒継目に3個所以上の封印をして提出すること。

エ 積算書は別記様式3を使用し、入札書に同封すること。

オ 会場での集合入札となるため入札開始時間までに入場すること。入札開始後は会場へ入場（入札へ参加）することができないものとする。

（4）入札の方法

入札回数は1回とする。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無いときは、直ちに再度入札（1回）を行う。なお、再度入札をしても落札者がいないときは、入札を取り止め、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

(5) 予定価格(税抜き)

予定価格は事後公表とする。

(6) 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(7) その他

参加者は、本公告の記載内容を承諾した上で参加すること。

参加者の中で、豊田市競争入札参加資格者名簿に登録のない事業者は、事業完了までに豊田市競争入札参加資格者名簿に登録するよう努めること。

6 契約に関する事項

(1) 契約の締結

市は、開札により決定した落札者と速やかに契約を締結する。なお、開札の結果は、市ホームページの公告掲載ページで公表する。

(2) 契約締結予定年月日

令和7年11月5日(水)(予定)

7 その他必要な事項

(1) 落札者は、請け負った業務の全部を第三者に請け負わせることはできないこととする。

(2) 参加者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はそのおそれがある場合には、参加させないことがある。また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

(3) 契約保証金は事業契約締結時に納付すること。

(4) 契約手続において使用する言語、通貨および時刻 日本語、日本国通貨および日本標準時とする。

(5) 支払条件

①前払金：有

②部分払回数：3回まで

③支払特記：有

8 問合せ先(提出先)

(1) 住 所 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
豊田市役所 都市整備部 建築事業推進課

(2) 電 話 0565-34-6953(直通)

(3) FAX 0565-33-2080

(4) メールアドレス kenchikujigy@city.toyota.aichi.jp